

契約条項

(検査の時期)

1 一般財団法人大阪スポーツみどり財団(以下甲という。)は、供給人(以下乙という。)から給付の完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

(契約代金の支払時期)

2 甲は、乙から適法な支払請求を受けた月の翌月末日までに契約代金を支払う。

(延滞違約金)

3 乙の責に帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、甲の契約要綱第22条の規定により延滞違約金を甲に支払う。

(契約保証金による充当)

4 乙の責に帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、甲の契約要綱第16条の規定により契約保証金を充当する。

(解除権)

5 乙が、甲の契約要綱第25条各号の1に該当するときは、甲は、契約を解除することができる。

(契約保証金の帰属)

6 前項により契約を解除したときの契約保証金については甲に帰属する。

契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

(契約に関する紛争の解決方法)

7 本契約に関し紛争が生じた場合は、甲の諸規定によることとし、万一、解決に至らないときは、甲乙協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要する費用は、甲乙平等に負担する。

特記事項

○ 暴力団等の排除について

1 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

(3) 役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき

(4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき

(6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 契約相手方として決定後、決定者が一般財団法人大阪スポーツみどり財団暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

4 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が一般財団法人大阪スポーツみどり財団暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは

契約の解除を行うことがある。

5 乙は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置の期間中の者にこの契約の全部又は一部の下請負をさせ若しくは受託させてはならない。また、入札等除外措置の期間中の者を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除又は保証人の変更をしなければならない。

6 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに、この契約に係る甲の検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「検査職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに検査職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

7 乙は(4)に定める報告及び届出により、甲が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。

8 甲及び乙は、暴力団員等からの妨害又は不当要求により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。